

# 奈義町 DX 推進計画

町民のための行政サービスを実現する DX（デジタル改革）

奈義町 令和3年12月

## 目次

1. 計画の目的 ー持続的な町民サービスのための DXー.....	1
2. 計画の背景 ー社会の変化に対応していくためにー.....	1
3. 基本理念 ー町民が暮らしやすく、持続できるまちづくりー .....	2
4. 計画期間 ー5年間の計画ー .....	3
5. DXに向けた取組み ー具体的に取り組むべき事項ー .....	3
6. 全体スケジュール ー令和3年度～令和7年度ー .....	6
7. 推進体制と役割 ー改革を進める体制づくりー.....	8
8. 業務改善提案制度 ー改善を継続する仕組みづくりー .....	8
9. DX推進のための人材育成 ー変化に対応していく人づくりー.....	9

## 1. 計画の目的 ―持続的な町民サービスのための DX―

令和2年12月25日、「デジタルガバメント実行計画」が閣議決定され、政府から目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要で、全国の自治体全体として、足並みを揃えてデジタル化の取組みを進めていく必要があります。

また、デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立って新たな価値を創出する言わば社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）<sup>1</sup>が求められる中、自治体が重点的に取り組むべき事項・取組みをまとめた「自治体 DX 推進計画」「自治体 DX 推進手順書」が国から示され、全国の自治体に対してそれぞれの自治体ごとの DX 推進計画を策定することが助言されました。このことから奈義町においても、自治体 DX を推進していくための「奈義町 DX 推進計画」を策定し実行していきます。

計画の実行にあたっては、Society5.0<sup>2</sup>社会の実現や行政手続きのオンライン化、必要な情報を個人のスマートフォン等へ通知するなど、デジタル技術を活用して町民の利便性を向上させつつ、町民一人ひとりの生活に寄り添った行政サービスを提供します。役場内においては、デジタル技術による業務の効率化を図り、持続的かつ発展的に住民サービスを提供し続けられる環境の構築に取り組めます。

このようにデジタル技術の活用により、新しい社会に対応し、町民満足度を向上させることが本計画の目的です。

## 2. 計画の背景 ―社会の変化に対応していくために―

本町においても、人口減少・少子高齢社会の本格的な到来は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与えています。本町での生産年齢人口については2015年には3,203人（総人口における割合は54.2%）であったのが、2040年には1,943人（48.1%）に減少することが国立社会保障・人口問題研究所により推計されています。このことから、「奈義町まちづくり総合計画」及び「奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口維持に向けた様々な取組みを行

っているところですが、今までと変わることなく行政サービスを提供していくには積極的なデジタル技術の導入による業務の効率化・働き方の改革も求められます。

また、新型コロナウイルス対応について、全国で地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかになったことから、国全体でこうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処していくこと求められています。感染症という誰もが経験をしたことのない状況の中、本町においてもこの変化に対応し、DXを推進していくことが町民皆様の暮らしを守ることに繋がると考えています。

このような背景から、国の方針や助言をふまえ、本町がDXで取り組む範囲や取り組むべき事項、時期を具体化し、町民の皆様の理解を得ながら着実かつ迅速にDXを進めるため、本計画を策定しました。

### 3. 基本理念 ー町民が暮らしやすく、持続できるまちづくりー

デジタル技術の革新の速度は極めて速く、それらの中から本町にとって必要な技術を見極め、使いこなしていくためには、国の方針・助言と併せて、町行政が組織として常に柔軟に変化をし続けていく必要があります。また、本計画自体も常に見直し、改善・修正を行いながら現状に即した実行力のあるものであり続けるようにしていかななくてはなりません。

技術進歩が目まぐるしい現代において、新たな技術を積極的に活用し、改善を常に行い続ける組織体質をつくるのが行政サービスの向上、業務の効率化につながり、町民が暮らしやすく、持続できるまちづくりが実現できるものと考え、本計画では以下の5点を基本理念とし、取組みを進めていきます。

#### 〈奈義町のDX基本理念〉

- ① 行政手続きや医療・福祉、農業、産業等のデジタル化により、利便性を高めることで町民満足度の向上を図る
- ② デジタル技術による業務効率化を図り、子育て・教育支援など町民への直接的なサービス提供や企画立案業務など、職員でなければ真にできない業務へのさらなる注力
- ③ 変化に柔軟に対応し、常に改善を続ける組織体質への変革
- ④ 国の標準化・共通化の方針に従い中長期的なデジタル費用の低減
- ⑤ マイナンバーとの連携強化による、町民一人ひとりに寄り添った行政サービスの実現

#### 4. 計画期間 —5年間の計画—

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

計画の期間内であっても、社会情勢の変化等で計画の変更が必要な場合は、随時計画を見直すものとします。

#### 5. DXに向けた取組み —具体的に取り組むべき事項—

No	取組み事項	概要
1	自治体の情報システムの標準化・共通化	標準化法に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合した標準準拠システムを構築し、基幹系17業務 <sup>3</sup> （令和3年末を目途に3業務が追加され20業務となる予定）を移行する。標準準拠システムは国による全国的なクラウド環境（ガバメントクラウド）に構築する。また、その他の業務についても標準化・クラウド環境化を検討する。
2	マイナンバーカードの普及促進	奈義町マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、令和4年度末までにほとんどの町民がマイナンバーカードを保有することを目指し、普及促進の取組みを行う。国においてもマイナンバーカードはオンライン上で確実に本人確認ができ、今後のデジタル社会において基盤となるカードとして、令和4年度末までに、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標としている。
3	行政手続きのオンライン化	デジタル化による利便性の向上を町民が早期に享受できるよう、行政手続きのオンライン化を進める。国が示す特に国民の利便性向上に資する31手続 <sup>4</sup> の内、子育てや介護関係、被災者支援関係など、市町村関係の26手続 <sup>4</sup> について、令和4年度末までに、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とするとともに、それ以外の各種行政手続についても、積極的にオンライン化を進める。
4	AI・RPAの利用推進	高齢化や少子化による人口減少に伴う自治体職員の削減及び税収の減少、また全国で生産年齢人口が減少する中においても行政サービスを維持・向上させるために、AI <sup>5</sup> ・

		R P A <sup>6</sup> などのデジタル技術の活用により業務の効率化や正確性の向上を図る。
5	テレワークの推進	テレワークの推進により、育児や介護など時間的制約を抱える職員をはじめ、職員一人ひとりの多様な働き方を実現し、業務の質を高め、住民サービスの向上につなげる。また、新型コロナウイルスへの対応として在宅勤務による業務継続が求められていることからテレワーク <sup>7</sup> に対応できる業務環境整備を進める。
6	セキュリティ対策の徹底	町民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を守るため、適切なセキュリティ対策の徹底を図る。急速なデジタル技術の進歩により、求められるセキュリティは常に変化しているが、それらの変化に合わせてセキュリティポリシーを随時見直し、町民の情報を守る取組みを継続して行う。
7	地域社会のデジタル化	デジタル技術の活用を通じ、さらなる地域の活力を創出するため、行政手続きオンライン化と併せ、情報通信基盤等の環境整備や、新技術を活用した魅力ある地域づくりの推進に取り組む。
8	デジタルデバイス対策	誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化に向けて、P C・スマートフォン等のデジタル機器の操作やオンラインでの行政手続きに慣れていない方に対するデジタル活用支援に取り組む、デジタルデバイド <sup>8</sup> の解消を図る。
9	BPR の取組みの徹底	各業務の実状に合わせた業務の効率化を図るため、既存の業務プロセスについて、工程や処理時間を見える化した上で、不要なプロセス・書類の省略や AI ・RPA 等 ICT の活用を前提に業務プロセスを抜本的に再設計 (BPR <sup>9</sup> ) する。
10	業務のペーパーレス化	自治体 DX の前提としてのペーパーレス化 <sup>10</sup> を推進する。新型コロナウイルスの感染拡大によるテレワークが推進される中、自宅やサテライトオフィス <sup>11</sup> においても業務に必要な文書がデジタルで確認できる環境を構築するとともに紙媒体であることに起因する不要な業務について効率化を図る。
11	オープンデータ	多様なサービスの普及や迅速かつ効率的な情報提供の実

	活用の推進	現のため、公共データの広範な主体による活用を促進する。オープンデータ <sup>12</sup> の推進により地方公共団体が持つ情報を一般に公開することで、民間による情報提供サービスの基盤整備を促進する。また津山圏域定住自立圏などの広域での連携についても取組みを進める。
1 2	官民データ活用推進	データに基づく客観的な政策決定、住民サービス、町職員の生産性等向上のため、行政、民間問わずやり取りされるデータを適切に集積・加工した上で有効活用する取組みを進める。

6. 全体スケジュール —令和3年度～令和7年度—

取組み事項	詳細	R3年 度	R4年 度	R5年 度	R6年 度	R7年 度
1. 自治体の 情報システ ムの標準 化・共通化	推進体制立ち上げ・移行計画 策定					
	移行計画の詳細化					
	標準仕様に基づく業務フロー の見直し					
	システム移行					
	条例・規則等の改正					
2. マイナン バーカード の普及促進	マイナンバーカード普及促進 (目標:令和4年度末にほとん どの町民が取得すること)					
	令和4年度末の状況を踏まえ た普及促進					
3. 行政手続 きのオンラ イン化	行政手続きのオンライン化環 境整備完了(26手続き)					
	全行政手続きのオンライン化 推進					
4. AI・RPA の利用推進	RPA・AI-OCR 効果検証トラ イアル					
	全業務手順書作成					
	順次導入					
5. テレワー クの推進	セキュリティポリシー策定					

	ペーパーレス化に向けたシステム整備					
	テレワークの実行に向けた役場体制整備					
6. セキュリティ対策の徹底	セキュリティポリシー策定					
	セキュリティクラウド更新					
	職員へのセキュリティ研修					
	標準化等に伴う「三層の対策 <sup>13</sup> 」の抜本的な見直しに対応する、ポリシーの適宜見直し					
7. 地域社会のデジタル化	各種地域社会のデジタル化に向けた施策検討					
	各種地域社会のデジタル化事業の実施					
8. デジタルデバイド対策	スマホ教室等デジタル活用支援推進事業の実施					
	その他、デジタルデバイド対策事業の企画・実行					
9. BPR の取り組みの徹底	全業務の洗い出し					
	全業務手順書作成					
	業務手順書の見直し・新規業務手順書作成					
10. 業務のペーパーレ	電子決裁・文書管理システムの全体最適化について検討					

ス化	ペーパーレス化に向けたシステム整備					
	業務端末のペーパーレス化対応、各会議室プロジェクター等の常設					
	ペーパーレス化を前提としたオフィス空間の整備					
11. オープンデータの活用推進	取組み体制整備					
	オープンデータの随時公開・メンテナンス					
12. 官民データ活用推進	官民データ活用基本計画策定					
	データ利活用					

## 7. 推進体制と役割 —改革を進める体制づくり—

DXの推進にあたっては国の助言に準じ、町長をトップとした全庁的・横断的な推進体制を整備するとともに、民間など外部からのデジタル化に対する専門人材を活用して計画的に取組みを進めます。

## 8. 業務改善提案制度 —改善を継続する仕組みづくり—

DXを推進し、業務を改善していく取組みはゴールがあるわけではなく、継続的に行っていく必要があることから、すべての職員がDXに限らず業務改善や企画等を提案しやすい環境を整備するため、業務改善提案制度を構築します。

取組み事項	概要
業務改善サイクルの確立	職員の業務改善や企画提案能力を高め、継続的な改善を行うため業務改善提案制度を構築する。優秀な提案については予算化して実行に移すなど、改善のサイクルを確立します。

## 実施スケジュール

取組み事項	詳細	R3年 度	R4年 度	R5年 度	R6年 度	R7年 度
業務改善 サイクル の確立	制度設計・制度化					
	改善提案実施（初回実施）・予算 化					
	採用された改善提案事項の実行					

## 9. DX 推進のための人材育成 —変化に対応していく人づくり—

現代において、デジタル技術の活用は業務遂行のために必須であり、今後よりその比重が増加していくことが見込まれるため、職員のデジタル技術に対する理解を深めていく必要があります。そのためには、全職員を対象とした基本的なデジタル技術の習得と専門的な人材育成の両面での人材育成を行っていく必要があります。

### 〈基本的なデジタル技術等の習得〉

初任者職員を対象として、業務上必要なシステムはもとより、使用者が限定的なシステムについても、重要なものについては概要を理解するための初任者職員研修を行います。また、セキュリティ研修や基礎的な文書作成・表計算ソフトについても併せて実施し、一定水準以上の実務的なスキルを身に付けた上で、業務を行います。

また、全職員を対象とした、DX の基礎的な知識や BPR 等の業務改善手法の研修を行い、実際に職員がそれぞれの職場で業務改善を行うことができるよう人材育成を図ります。

### 〈専門的な人材育成について〉

専門的な人材育成も行っていく必要があることから人事交流や民間企業への派遣等により、広範かつ専門的な知識の習得を進めるとともに、IT パスポート試験<sup>14</sup>や情報処理技術者試験<sup>15</sup>などの国家資格の取得や、J-LIS<sup>16</sup>等の実施する研修への積極的な受講を

促進します。専門的なデジタル知識と自治体業務の双方を理解した上で、デジタル技術を自治体業務の中で最適化し、活用していく人材を育成します。

#### 人材育成スケジュール

取組み事項	詳細	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
DX推進のための人材育成	内部研修の実施					
	外部専門人材の活用					

## 脚注

---

### <sup>1</sup> デジタル・トランスフォーメーション (DX)

IT の浸透が、人々の生活のあらゆる面で良い方向に変化させること (2004 年スウェーデン、ウメオ大学教授エリック・ストルターマン氏)

### <sup>2</sup> Society5.0

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させた「超スマート社会」(内閣府『第 5 期科学技術基本計画』)

### <sup>3</sup> 基幹 17 業務

住民基本台帳などの住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務の内、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく 17 の業務

### <sup>4</sup> 特に国民の利便性向上に資する 31 手続

子育てや介護、被災者支援、自動車保有関係など、「自治体 DX 推進計画」(総務省)において示された特に国民の利便性向上に資する 31 の手続き

### <sup>5</sup> AI

Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)、人工知能

### <sup>6</sup> RPA

Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション)、ソフトウェアロボットを用いてコンピューター上で行う業務を自動化する技術

### <sup>7</sup> テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

### <sup>8</sup> デジタルデバイド

インターネット等の情報通信技術を使える人と、そうでない人との間で生じる、経済的・社会的な格差

### <sup>9</sup> BPR

Business Process Reengineering (業務プロセスリエンジニアリング)、組織全体の業務

---

プロセスを抜本的に再設計する手法。

10 ペーパーレス化

紙で保存していた書類をデジタル化することなどによる、業務効率の改善やコスト削減の取組み

11 サテライトオフィス

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィス

12 オープンデータ

自治体や企業の持つデータの内、誰もが利用できるように公開されたデータ、官民共同のサービス提供や新しいビジネスを生み出すことを目的とする

13 三層の対策

総務省より示された自治体情報セキュリティ対策の方針。セキュリティの確保の観点から自治体の業務で使用するネットワークを「インターネット接続系ネットワーク」「LGWAN 接続系ネットワーク」「マイナンバー利用事務系ネットワーク」に分離すること。

14 IT パスポート試験

独立行政法人 IPA（情報処理推進機構）が実施する「情報処理の促進に関する法律」に基づく国家試験で、IT を利活用する社会人・学生が備えておくべき IT に関する基礎的な知識が証明できるもの。

15 情報処理技術者試験

独立行政法人 IPA（情報処理推進機構）が実施する「情報処理の促進に関する法律」に基づく国家試験で、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定するもの。

16 J-LIS

地方公共団体情報システム機構、地方公共団体が共同して運営する地方公共団体の情報システムに関する事務を行う組織